

# 大森駅山王口商店会 施設維持会費 細則

## 第1条

大森駅山王口商店会会則第15条3により、施設維持会費細則を設ける。

## 第2条 (当会の施設範囲)

当会の池上通り(東京都道421号)上の範囲は、北は、山王2-1-1(住友信託銀行大森支店)と山王2-5-13(大森駅北口ビルディング)から、暗闇坂が合流する信号までとし、商店会施設範囲は、池上通り西側の当会エリアと、東側の南限は、山王二丁目信号までとする。

## 第3条 (意義)

当会は、当会の会員の事業の発展に寄与し、地域の安心、安全、環境、美化など健全な発展、改善のための商店会施設を設置し運営する。

## 第4条 (費用)

既存の商店会施設の維持、将来のリニューアルのために費用を商店会施設範囲内から徴収する。

## 第5条 (費用の算定)

既存の商店会施設を新しく架け替える場合の見積額を算定の基礎とする。  
耐用年数と、現行の行政からの助成を勘案する。  
場合によって、道路拡幅による原状回復を見込むことも可能とする。

## 第6条 (費用の種類)

1. 現在アーケードの設置されているエリア
2. 現在街路灯の設置されているエリア
3. 道路拡幅で退去とならず、現在街路灯の設置されているエリア(1の半額+2の半額)  
3の会費は、道路拡幅の日取りが決定された場合、その5年前より1の会費とする。

## 第7条 (費用負担)

費用負担は、1つの施設に対して行う。  
(施設=建物、駐輪場、袋小路など。#池上通り以外に抜ける道路、階段、地獄谷階段は除く。)  
負担の算定は、総額を距離で割って、その施設(隣地までの土地も含む)の池上通りに面する距離を掛けたものとする。  
ただし、費用の徴収に鑑み、金額を丸めることが出来る。

## 第8条 (負担額)

1. 1メートル(m)あたりの負担額を決定する。(十の位まで四捨五入)  
負担額は、総会で決定する。
2. 当会会則第15条4に従って、会員の会費の減額を理事会で決定できる。

## 第9条 (徴収方法)

各施設には土地所有者、建物所有者、賃貸者、賃借者などがあるが、その費用負担の方法は、各施設ごとに決定する。  
その決定に従って、商店会は、会費を徴収する。

## 付則

当細則を配布する場合は、その年度の決定金額を付記する。

付記:

令和3年度 負担額(第6条の1~3):

1. 未定 円( 円/月)
2. 未定 円( 円/月)
3. 未定 円( 円/月)

付録:

池上通りの商店会エリアの距離:393.5m   アーケードの距離:295m  
街路灯の距離:363.9m   商店会施設のない距離:128.1m  
東側の拡幅で残る距離(街路灯範囲):30.1m  
西側の街路灯範囲:192.3m   西側の拡幅で残る街路灯範囲:181.3m  
アーケード(295m)見積:48675万円   街路灯見積:2931.5万円

耐用年数見積:アーケード;60年   街路灯;30年   行政の助成:3/4

# 現行の助成は最大1億円だが、拡幅の原状回復費などを見込んで全体の3/4とした。